

随意契約（相手方指定）調書

件名	消耗品購入契約（ドキュワークスアップグレードライセンス）	No.5200678
工（納）期	令和7年9月30日	
契約締結日	令和7年8月14日	
契約金額	13,689,500円（消費税込み）	

契約相手方	富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社 公共支社 (法人番号：1011101015050)
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備考	

業者選定理由書

件 名	消耗品購入契約（ドキュワークスアップグレードライセンス）
指名業者 (案)	名 称 富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社 公共支社 所在地 東京都江東区豊洲二丁目2番1号 豊洲バイサイドクロスタワー 代表者 支社長 玉谷 圭子
特命理由	本件は、紙及び電子文書の管理ソフトであるドキュワークスについて、令和7年度の事務用パソコン入替に伴い、動作が保証されているバージョン9.1へのアップグレードライセンスを購入するものである。 主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約の相手方としたい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、 ① 上記業者は、ドキュワークスの製造元であり、限られた期間内で多量のライセンスを確実に納品することができる。 ② 販売会社を介さないことにより中間コストが発生せず、また、上記業者から直接購入した場合は、利用時の不具合対応や各種問合せ対応等の保守サービスを無償で受けることができるため、価格面において優位である。 以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)